

第 2 回医療従事者確保、へき地医療、在宅医療WG会議などにおける主な議論について

(開催日 5 月 30 日 (火))

○医療従事者確保 (管理栄養士・栄養士)

主 な 議 論

○ 管理栄養士・栄養士の養成について

行政機関や施設における管理栄養士・栄養士の配置は 1～2 人と少なく、職場での OJT がしにくい状況であることから、広域的な取組が必要ではないかとの意見が出された。

⇒資料 8-2 2 ページ「第 2 施策の展開」の「2 管理栄養士・栄養士の育成」の 2 番目の ○に施設等種別の研修会を開催することで、施設等種別ごとの研修会を広域で開催します。

管理栄養士・栄養士

第 1 現状と課題

1 管理栄養士・栄養士の配置状況

- 保健医療福祉関係施設等の全施設へ管理栄養士・栄養士の配置が望まれますが、平成 23 年度（2011 年度）末の配置率は、96.7%です。
- 保健医療福祉関係施設等以外の特定多数の者に給食を提供する施設への配置率は約 42.9 %であり、配置を進める必要があります。
- 市町村への管理栄養士・栄養士の配置率は 90.9%ですが、非常勤での配置が減らない状況があります。また、規模の小さい町村に未配置が多い状況です。

【表 1】管理栄養士・栄養士の配置率

(単位%)

	平成 13 年	平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年
保健医療福祉関係の給食を提供する施設*1	96.0	93.2	96.7	集計中
上記以外の給食を提供する施設*2	54.3	43.7	42.9	集計中
市町村*3（うち非常勤市町村数）	85.0（18）	85.6（17）	89.6（13）	90.9（12）

(衛生行政報告例・行政栄養士等配置状況)

- *1 保健医療福祉関係の給食を提供する施設とは、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設
- *2 上記以外の給食を提供する施設とは、学校、保育所等児童福祉施設、事業所、一般給食センター等
- *3 常勤と同時の嘱託、非常勤を含む

2 管理栄養士・栄養士の養成と育成

- 県内には栄養士養成校 3 校、管理栄養士養成校 1 校があります。
- 対象となる者に、最新の知見に基づいた適切な栄養管理、栄養ケア、指導等が行える専門性が求められており、より一層の資質の向上が必要です。

第2 施策の展開

1 管理栄養士・栄養士の配置促進

- 管理栄養士・栄養士未配置の保健医療福祉関係の給食を提供する施設に対して、給食施設指導等を活用して、管理栄養士・栄養士の配置を進めます。
- 市町村等行政への管理栄養士・栄養士の配置を進めます。

2 管理栄養士・栄養士の育成

- 県栄養士会等と連携・協力して研修会を開催するなど、最新の栄養関連情報に対応し、保健、医療、介護等で求められる専門的な栄養管理が実施できる管理栄養士・栄養士を育成します。
- 管理栄養士・栄養士が経験年数に応じて、段階的な育成ができるよう施設等種別ごとの研修会を広域で開催します。

第3 数値目標

区分	指標	現状 (H29)	目標 (H35)	目標数値 の考え方	備考 (出典等)
	病院や社会福祉施設等給食施設と市町村への管理栄養士・栄養士配置率				
	・保健医療福祉関係の給食を提供する施設*1	集計中	100%	管理栄養士・栄養士が配置されることで診療報酬、介護保険報酬等が加算できる全施設に配置する。	衛生行政報告例
	・上記以外の給食を提供する施設*2	集計中	検討中	検討中	
	・市町村*3（うち非常勤市町村数）	90.9% (H28)	95%	雇い上げの7町村のうち約半数の4市町村に配置する。	行政栄養士等配置状況